

山梨県公報

号外第四十四号

平成二十四年

七月十三日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………
- 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例及び山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例……………
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………

条 例

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十四号

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「介護職員の処遇の改善及び」を削る。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例及び山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十五号

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例及び山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例

(山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「甲州市」を「都留市及び甲州市」に改める。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「による」を「により、」に改め、「として高等技術専門校及び就業支援センター」を削る。

第二条中「高等技術専門校及び就業支援センター」を「職業能力開発校」に改め、同条の表山梨県立都留高等技術専門校の項を削る。

第三条の見出し中「専門校」を「職業能力開発校」に改め、同条中「高等技術専門校」を「山梨県立峡南高等技術専門校」に改める。

第四条の見出しを削り、同条中「就業支援センター」を「山梨県立就業支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十六号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表湯島発電所の項中「三二〇」を「一七〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番